○白岡市入学準備金貸付条例施行規則

平成１０年７月３０日

規則第２１号

改正　平成１４年３月２９日規則第１４号

平成１６年３月３１日規則第 ７ 号

平成１８年３月３０日規則第２３号

平成２２年３月１９日規則第 ６ 号

平成２４年３月１９日規則第 ５ 号

平成２７年３月１１日規則第 ６ 号

（趣旨）

第１条　この規則は、白岡市入学準備金貸付条例（平成10年白岡町条例第１号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（申請の手続）

第２条　入学準備金の貸付けを受けようとする保護者（以下「申請者」という。）は、様式第１号の入学準備金貸付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　申請者の世帯全員の記載されている住民票の写し及び連帯保証人の住民票の写し

⑵　申請者及び連帯保証人の市区町村長が発行する所得証明書

⑶　申請者及び連帯保証人の市区町村長が発行する市区町村税の納税証明書

⑷　生徒の卒業（見込）証明書

⑸　連帯保証人の身分証明書

⑹　申請者及び連帯保証人の課税状況について市長が確認することの同意書

２　前項の申請書の提出期間は、12月15日から翌年１月14日までとする。

ただし、市長が必要があると認めたときは、その期間を変更することができる。

（貸付資格の審査）

第３条　市長は、前条第１項に規定する申請書の提出があったときは、必要な調査を行い、これを白岡市入学準備金貸付審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

（貸付けの決定）

第４条　市長は、審査会の答申があったときは、貸付資格の可否を決定し、様式第２号の入学準備金貸付可否決定通知書により速やかに当該申請者に通知するものとする。

（借受手続）

第５条　前条の規定により貸付けの決定を受けた保護者は、様式第３号の借用書に連帯保証人と連署の上、入学決定を証明する書類を添えて市長に提出しなければならない。

（在学証明書の提出）

第６条　借受人は、借受人の保護する学生等が卒業するまでの間にあっては在学する高等学校等の長の発行する在学証明書を、貸付金を借り受けている間にあっては世帯員全員が記載された住民票の写しを、それぞれ毎年４月末日までに市長に提出しなければならない。

（異動の届出）

第７条　借受人（借受人が死亡の場合にあっては相続人）は、次の各号のいずれかに該当したときは、様式第４号の身上異動届出書により速やかに市長に届け出なければならない。

⑴　入学を許可された者が入学しなかったとき。

⑵　入学した者（以下「学生等」という。）が休学、復学、転校又は退学したとき。

⑶　借受人又は学生等の住所、氏名等に変更があったとき。

⑷　借受人又は学生等が死亡したとき。

⑸　連帯保証人の住所、氏名等に変更があったとき。

２　借受人は、連帯保証人を変更するときは、様式第５号の連帯保証人変更承認申請書により市長に申請し、その承認を受けなければならない。

３　市長は、前項に規定する申請があったときは、審査会の審査に付した後、速やかに様式第６号の連帯保証人変更可否決定通知書により借受人に通知するものとする。

（返済猶予又は免除）

第８条　借受人は、条例第９条の規定による貸付金の返済猶予又は免除を受けようとするときは、様式第７号の入学準備金貸付金返済猶予（免除）申請書を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項に規定する申請があったときは、審査会の審査に付した後、速やかに様式第８号の入学準備金貸付金返済猶予（免除）可否決定通知書により借受人に通知するものとする。

（審査会の組織）

第９条　審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

⑴　教育長

⑵　教育部長

⑶　教育部参事

⑷　教育部副参事

⑸　教育部教育総務課長

⑹　教育部教育指導課長

⑺　健康福祉部子育て支援課長

⑻　民生・児童委員協議会会長

⑼　市内中学校長代表

２　審査会に会長及び副会長を置く。

３　会長は、第１項第１号の委員をもって充てる。

４　副会長は、第１項第２号の委員をもって充てる。

（審査会会長及び副会長の職務）

第１０条　会長は、審査会を代表し、会議の議長となる。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第１１条　審査会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ会長が招集する。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　会議は、公開しないものとする。

（秘密の保持）

第１２条　審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事務局）

第１３条　審査会の事務は、教育委員会主管課において処理する。

（委任）

第１４条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成１４年３月２９日規則第１４号）

この規則は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１６年３月３１日規則第７号）

この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則（平成１８年３月３０日規則第２３号）

この規則は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則（平成２２年３月１９日規則第６号）

この規則は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年３月１９日規則第５号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。ただし、第６条の改正規定は、同年７月９日から施行する。

　　　附　則（平成２７年３月１１日規則第６号）

　この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

















